

公益社団法人茨城県看護協会 鹿嶋訪問看護ステーション
訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護・介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	公益社団法人 茨城県看護協会
主な事務所の所在地	茨城県水戸市緑町3-5-35
法人種別	公益社団法人
代表者名	会長 中島 貞子
電話番号	029-221-6900
介護保険法令に基づき茨城県 知事から指定を受けている事 業の種類	居宅サービス事業 訪問看護
	介護予防サービス事業 介護予防訪問看護
(指定番号)	0862290012
健康保険法令に基づき茨城県 知事指定を受けている事業	訪問看護事業所
(指定番号)	2290012

2 利用事業所

利用事業所の名称	公益社団法人茨城県看護協会 鹿嶋訪問看護ステーション
所在地	茨城県鹿嶋市緑ヶ丘3-9-20
電話番号	0299-84-6250 平日 午前9時～午後5時（夜間切り替えとなります）
携帯番号	070-7362-6164（上記に繋がらない場合）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努めます。
運営の方針	利用者の介護状態への予防、要介護状態の軽減又は悪化の防止に向けて療養上の目標を設定し、計画的に行います。さらに自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
秘密の厳守	本事業所の訪問看護師は、利用者及びその家族の情報を他に漏らすことはありません。その職を離れた場合も同様です。

4 利用事業所の職員体制

従業員数	勤務体制 管理者1名、看護師10名、事務職2名
------	-------------------------

5 営業時間

営業日	月 火 水 木 金（土・日はケアプランに組み込まれた日）
営業時間	午前9時～午後5時（但し、訪問時間は午後4時まで）
休業日	土・日・祝祭日 12月29日から1月3日まで

電話による24時間常時、連絡可能な体制あり

6 利用料

○介護保険適用

単位：円		1 単位 ： 10 円				
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
訪問看護単価	1	20 分未満	314 単位／回	628 単位／回	942 単位／回	(1 回／週以上 20 分以上の訪問看護を実施すること。緊急時訪問看護加算者に限る)
	2	30 分未満	471 単位／回	942 単位／回	1,413 単位／回	
	3	30 分以上 1 時間未満	823 単位／回	1,646 単位／回	2,469 単位／回	
	4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位／回	2,256 単位／回	3,384 単位／回	
加算単価数	5	夜間・早朝、深夜加算 (計画外の場合は 2 回目以降)		夜間・早朝	所定単位数の 25/100	
				深夜	所定単位数の 50/100	
	6	緊急時訪問看護加算	600 単位／月	1,200 単位／回	1,800 単位／回	
	7	サービス提供体制強化加算	6 単位／回	12 単位／回	18 単位／回	
	8	特別管理加算	I : (悪性腫瘍、気管カニューレ、留置カテーテル、胃瘻等) 500 単位／月 1,000 単位／月 1,500 単位／月			
			II : (自己腹膜透析、血液透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿、陽圧呼吸療法、疼痛管理、肺高血圧疾患、人工肛門、人工膀胱、点滴注射、真皮を越える褥瘡等) 250 単位／月 500 単位／月 750 単位／月			
	9	長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分以上)	300 単位／回	600 単位／回	900 単位／回	
	10	複数名訪問加算	254 単位／回	508 単位／回	762 単位／回	30 分未満
			402 単位／回	804 単位／回	1,206 単位／回	30 分以上
	11	ターミナルケア加算	2,500 単位／死亡月	5,000 単位／死亡月	7,500 単位／死亡月	死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ケアを実施
	12	退院時共同指導加算	600 単位／回	1,200 単位／回	1,800 単位／回	退院・退所後の初回訪問看護時に 1 回。特別管理加算者は 2 回まで
	13	初回加算 (I)	350 単位／月	700 単位／月	1,050 単位／月	退院当日に初回訪問看護を行った月に算定
		初回加算 (II)	300 単位／月	600 単位／月	900 単位／月	新規で初回訪問看護を行った月に算定
	14	看護・介護職員連携強化加算	250 単位／月	500 単位／月	750 単位／月	訪問介護事業所と連携し、さんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合
	15	看護体制強化加算	550 単位／月	1,100 単位／月	1,650 単位／月	I
			200 単位／月	400 単位／月	600 単位／月	II

(留置カテーテル・・・チューブ・カテーテル・ドレーン・カニューレなど該当)

*夜間 18～22 時、深夜 22～6 時、早朝 6～8 時

緊急時訪問看護加算・・・(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。

(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

複数名訪問看護加算・・・一人での看護が困難である場合、同意を得て加算。

退院時共同指導加算・・・退院、退所にあたって、病院関係者と訪問看護が居宅における療養上必要な指導を行った場合に加算。

看護体制強化加算・・・医療ニーズの高い利用者への提供体制を強化した場合に加算。

○医療保険適用 (該当する区分に○印) 負担割合について

1 割負担	
2 割負担	
3 割負担	

療養費及び加算等一覧

(単位：円)

項目		1 割	2 割	3 割	備考	
1	訪問看護基本療養費Ⅰ	555	1, 110	1, 665	週 3 日まで (厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算者、特別訪問看護指示の者)	
		655	1, 310	1, 965	週 4 日以降	
		1, 285	2, 570	3, 855	悪性腫瘍の緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの専門の看護師 同日の管理療養費は算定不可	
2	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	555	1, 110	1, 665	週 3 日まで (厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算者、特別訪問看護指示の者)	
		655	1, 310	1, 965	週 4 日以降	
		1, 285	2, 570	3, 855	悪性腫瘍の緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの専門の看護師 同日の管理療養費は算定不可	
3	訪問看護基本療養費Ⅲ	850	1, 700	2, 550	入院中の外泊に 1 回 入院中の外泊に 2 回 (厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算者) 同一日に管理療養費は算定不可	
4	精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	555	1, 110	1, 665	週 3 日まで、30 分以上	
		425	850	1, 275	週 3 日まで、30 分未満	
		655	1, 310	1, 965	週 4 日まで、30 分以上	
		510	1, 020	1, 530	週 4 日まで、30 分未満	
5	精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	555	1, 110	1, 665	週 3 日まで、30 分以上	
		425	850	1, 275	週 3 日まで、30 分未満	
		655	1, 310	1, 965	週 4 日まで、30 分以上	
		510	1, 020	1, 530	週 4 日まで、30 分未満	
6	精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ	850	1, 700	2, 550	入院中の外泊に 1 回 入院中の外泊に 2 回 (厚生労働大臣が定める疾病等)	
7	緊急訪問看護加算	265	530	795	診療所の医師の指示で緊急訪問した場合 (月 14 日目まで)	
		200	400	600	〃 (月 15 日目以降)	
8	精神科緊急時 訪問看護加算	265	530	795	診療所の医師の指示で緊急訪問した場合	
9	長時間訪問看護加算 (90 分以上)	520	1, 040	1, 560	週 1 回、15 歳未満の超重症児・準超重症児は週 3 回、特別管理加算者、特別訪問看護指示の者	
10	長時間精神科訪問 看護加算 (90 分以上)	520	1, 040	1, 560	週 1 回、15 歳未満の超重症児・準超重症児は週 3 回、特別管理加算者、特別訪問看護指示の者	
11	複数名訪問看護加算	450	900	1, 350	週 1 回、保健師・看護師	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算者、特別訪問看護指示の者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為が認められる者、いずれかに準ずるもの (看護補助者に限る)。
		380	760	1, 140	週 1 回、准看護師	
		300	600	900	看護補助者	
12	複数名精神科訪問 看護加算	450	900	1, 350	週 1 回、保健師・看護師	厚生労働大臣が定める疾病等、特別管理加算者、特別訪問看護指示の者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為が認められる者、いずれかに準ずるもの (看護補助者に限る)。
		380	760	1, 140	週 1 回、准看護師	
		300	600	900	看護補助者	

13	乳幼児加算	130	260	390	6歳未満（1日につき）
		180	360	540	厚生労働大臣が定める者に該当する場合
14	夜間・早朝訪問看護加算	210	420	630	18～22時、6～8時
15	深夜訪問看護加算	420	840	1,260	22～6時
16	訪問看護管理療養費 機能強化型訪問看護療養費 1 2回目以降	1,323	2,646	3,969	月の初回訪問時
		300	600	900	月の2回目以降（1日につき）
17	難病等複数回訪問看護加算 （厚生労働大臣が定める疾 病等・特別指示書の者）	450	900	1,350	2回目
		800	1,600	2,400	3回目以上
18	24時間対応体制加算	680	1,360	2,040	
19	特別管理加算 （月1回）	500	1,000	1,500	悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ・留置カテーテル使用している状態
		250	500	750	自己腹膜灌流、透析、在宅酸素、中心静脈栄養、経管栄養、自己導尿、人工呼吸器、陽圧呼吸、自己疼痛管理、肺高血圧疾患、人工肛門・膀胱、点滴注射、真皮を越える褥瘡
20	退院時共同指導加算	800	1,600	2,400	入院中に退院に向けて指導を行った場合 （1回、厚生労働大臣が定める疾病等2回）
21	特別管理指導加算	200	400	600	退院時共同指導加算算定にあたり、特別管理加算者はさらに加算
22	退院支援指導加算	600	1,200	1,800	退院日に指導を行った場合 （退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合、死亡日又は再入院することになった時に算定）
		840	1,680	2,520	長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときに算定
23	在宅患者連携指導加算	300	600	900	医療機関等との情報共有と指導を行った場合
24	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	200	400	600	カンファレンスに参加し指導を行った場合、月2回に限る
25	訪問看護情報提供療養費	150	300	450	
26	訪問看護ターミナルケア療 養費 1	2,500	5,000	7,500	死亡日および死亡日前14日以内に2回以上看護を実施した場合に算定
27	看護・介護職員連携 強化加算	250	500	750	訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合
28	専門管理加算	250	500	750	イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されている ロ 特定行為研修を修了した看護師が配置されている
29	ベースアップ評価料（Ⅰ）	78	156	234	
30	医療DX	5	10	15	

訪問看護管理療養費

機能強化型訪問看護療養費 1・・・看護職員の数・割合 24時間対応 重症度の高い利用者の受け入れ
ターミナルケアの実施、重症児の受け入れ 介護・障害サービスの計画作成
地域における人材育成等 専門の研修を受けた看護師の配置

○その他の利用料

- (1) 営業日以外の訪問看護 4,000 円/回
- (2) 90 分を超える訪問看護 2,000 円/30 分
- (3) 死後の処置 15,000 円
- (4) 医療保険各法適用の場合、交通費 20 円/Km
- (5) 介護保険適用、サービス提供地域外の場合、交通費 20 円/Km
- (6) 医療保険各法適用の場合、衛生材料・日常生活用品の実費

- 適応保険 保険
- 利用料金の支払い方法 翌々月の12日銀行引落（それ以外の方法は要相談）

7 サービス提供地域

鹿嶋市、潮来市、神栖市、銚田市、行方市

8 提供方法及び内容

- ①このサービスの提供にあたっては、要介護状態の予防、軽減もしくは悪化の防止となるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし、分からないことがありましたら、担当職員にご遠慮なく質問ください。
- ③予防介護支援事業所、又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員が立案した介護予防支援計画・介護計画に基づき援助いたします。
- ④サービスの提供にあたっては、個別に訪問看護計画書を作成し、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。また、市町村の保健福祉サービスを含めた総合的な在宅療養支援につとめます。
- ⑤主治医の文書による訪問看護指示書の治療方針と、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて訪問看護計画は変更することができます。
- ⑥当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提供します。
- ⑦利用者の訪問看護に関する情報をご本人、または家族の同意を得た上で居住する市町村に提供します。
- ⑧介護保険証、健康保険証等の確認をさせて戴きます。利用者の健康手帳（医療の記録）に必要な事項を記載します。
- ⑨災害時（地震・風水害等）や、ご利用者様・職員の状況に合わせて訪問の調整をさせていただく場合があります。

9 サービス提供にあたって

- ①職員に対するお心づけは一切不要です。お茶やお菓子等の接待もお断りしております。
- ②大切なペットはゲージに入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願い致します。
- ③金銭・貴重品を管理していただき、訪問する居室にはなるべく置かないで下さい。
- ④訪問中の喫煙、飲酒はご遠慮下さい。
- ⑤職員の写真や動画撮影、録音等をSNS等に掲載することはお断りしております。
見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合事前に同意を受けてください。
- ⑥職員に対してハラスメントにあたる暴言、暴力、性的な発言や行動は固くお断りします。
信頼関係を築くことができないと判断した場合はサービス中止や契約を解除することがあります。

10 苦情申立て窓口

鹿嶋訪問看護ステーション 管理者 坂本 様子	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0299-84-6250
茨城県国民健康保険連合会（国保連合会）	電話 029-301-1565
鹿嶋市役所 介護長寿課	電話 0299-82-2911
潮来市役所 高齢福祉課 介護グループ	電話 0299-63-1112
神栖市役所 長寿介護課	電話 0299-91-1702
銚田市役所 介護保険課	電話 0291-33-2111
行方市役所 介護福祉課	電話 0299-72-0811

11 事故発生時の対応

利用者に関しての処置及びケア中における看護過誤、物損が生じた場合は、主治医に報告して指示を受けると共に、状況に合わせた対応を、誠意を持っていたします。

当事業所は、全国訪問看護事業協会の総合補償の損害賠償保険に加入しています。また、原因や対策について事業所内で検討します。

12 緊急時の対応方法

体調の急変等が生じた場合は、必要に応じて下記連絡先に連絡します。

(1) 主治医

医療機関名	
医師の氏名	
電 話 番 号	

(2) ご家族

氏 名		続柄	
電 話 番 号			

(3) 居宅介護支援事業所

事 業 所 名	
ケアマネ氏名	
電 話 番 号	

令和 年 月 日

訪問看護の提供を開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

指定居宅・指定介護予防サービス事業所

所在地 茨城県鹿嶋市緑ヶ丘 3-9-20

名称 公益社団法人茨城県看護協会

鹿嶋訪問看護ステーション

管理者 坂本 祥子

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

個人情報保護のお取り扱いについて

本ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報取得し保有させていただいております。この書面は、利用者様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本ステーションの基本的姿勢

本ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者のみなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本ステーションが保有する個人情報の利用目的

本ステーションは、訪問看護の申し込み、サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、訪問看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- 学会、研究会等での事例研究発表
- 学生等の実習、研修への協力のため

3. 本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

個人情報管理責任者 坂本 祥子
苦情・相談窓口
TEL 0299-84-6250
FAX 0299-84-6252

個人情報提供同意書

公益社団法人茨城県看護協会

鹿嶋訪問看護ステーション

管理者 坂本 祥子 様

利用者との契約を開始するにあたりサービス計画書、報告書に記載されているサービスの提供
上必要な情報を医療機関、介護保険施設、居宅介護支援事業所、その他の保健、医療サービス
または福祉サービスの提供に必要な応じて提示することに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

⑩

代 理 人 氏 名

⑩

緊 急 時 訪 問 看 護 同 意 書

公益社団法人茨城県看護協会

鹿嶋訪問看護ステーション

管理者 坂本 祥子 様

私は、担当者より重要事項説明書で

【 緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護 】

【 24時間対応体制加算及び緊急時訪問加算 】

について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

㊞

代 理 人 氏 名

㊞